

平成 30 年度

公立大学法人滋賀県立大学
事務用情報端末要求仕様書

平成 30 年 7 月

公立大学法人滋賀県立大学

1調達背景および目的.....	3
2事務用情報端末の現状.....	3
3本調達における注意事項.....	3
4総則.....	3
4.1一般的事項.....	3
4.2特記事項.....	4
5物品名および数量.....	4
5.1事務用情報端末仕様(ノート型パソコン).....	4
5.2ソフトウェア.....	4
6保守.....	5
7設定・搬入作業等.....	5
7.1導入に必要な情報の提供・処分の方法について.....	5
7.2導入に必要な作業スペースについて.....	5
7.3インストール仕様(パソコン)について.....	5
7.4納品等について.....	5
7.5その他.....	6

1 調達背景および目的

事務用情報端末は、平成28年度まで買取りにて調達し、端末等に故障が発生した場合に予備機と交換して対応していた。しかし、基本ソフト等の老朽化によるセキュリティへの懸念や他システムとの連携、ハードウェア故障による作業効率の低下などの懸念があったため、平成29年度からは事務用情報端末が陳腐化する前に計画的に更新を行えるよう、賃貸借にて整備を行っている。平成30年度もこの整備計画に則り、整備を行う。

2 事務用情報端末の現状

事務用情報端末は、平成23年度から買取りにて整備を進めてきた。Microsoft および Adobe 製品の多くは、本学締結包括ライセンスを利用してインストールしている。また、端末利用時の認証は本調達には含まれない Active Directory にて行っており、また、Active Directory を利用したファイル保存領域の提供も行っている。システムのリカバリーについては、端末のシステムイメージを取得し、システムに不具合が生じた場合は、このシステムイメージより復元させている。本調達で導入する端末についても同様の方法で対応する。なお、本調達では平成24年度に整備した端末の更新を行う。

3 本調達における注意事項

今回の調達にあたり、注意しなければならないことについて以下に列挙する。

- (1) 本調達には、端末(ハードウェアおよび付属品)のみならず、それらの端末が本学指定の状態に障害なく動作することの確認作業や端末固有情報の提出、納品後の各種サポート業務が含まれる。したがってこれら業務に関わる事項についても考慮の上入札を行うこと。なお本仕様書に一致しない端末の納品や設定が認められた場合、検収を行わないので注意すること。またこの際、原状に復元するための費用については納入事業者において負担すること。
- (2) 端末を大学環境で利用するにあたり、必要なシステム構築作業は原則本学にて実施する。ただし、システム構築に際して不具合が発生した場合、納入事業者は責任を持って本学と協力して問題の解決を行うこと。なお、システム構築に必要な OS(オペレーティングシステム)、各種ソフトウェアは本学が用意することとし、本調達には含まない。
- (3) 本仕様書に記述された機能要件を実現するために、さらに必要な機能および設備が必要であると判断される場合には、本調達に含めること。
- (4) 提案端末のうち、納入期限までにバージョンアップ版の出荷が予想されるハードウェアまたはソフトウェアがある場合、その予定時期等が記載された資料を提出すること。

4 総則

4.1 一般的事項

- (1) 学内の各事務職員等が利用している情報端末、ソフトウェア等の更新を行うものである。
- (2) 本件は、一般競争入札により落札者を決定し、落札者(または落札者およびリース業者等)と本学で5年間の賃貸借契約を締結して調達する。
- (3) 電気コンセント、給電容量、基幹LANのネットワークコンセント等は既存の端末以上に追加することはできない。
- (4) 提案端末については、入札前に5.1で示す基準仕様を満たしていることを本学にて確認する。
入札説明書記載内容に従い「機能証明書」を本学に提出し、審査を受けること。
- (5) 端末(マウスなど周辺端末を含む)が複数個の場合は、同一機種で統一すること。
- (6) 本仕様書に規定されていない事項または解釈に疑義のある事項については、本学指定期日までに担当者を確認し、承認を得ておくこと。

4.2 特記事項

(1) Microsoft 社のパソコン向けソフトウェアである Windows OS および Office 製品は、Microsoft 社と本学の間で OVS-ES 契約を締結しており、この契約にて利用できるボリュームライセンスを使用する。よって、各端末にあらかじめ導入されている Windows OS は利用しないが、OEM 版等が導入されている状態で納品されても問題はない。端末の設定は再イメージングにて行うこととしているため、これに対応が可能な形で、納品されること。

(2) 上記、再イメージングに使用するソフトウェアは Symantec Ghost Solution Suite で端末用のストレージドライブのマスターイメージを作成、ハードディスク復元ツールを使用して環境復元を実施することとし、このマスターイメージを各端末へコピーすることにより端末を設定する。なお、各端末の設定は本学で実施する。

5 物品名および数量

5.1 事務用情報端末仕様(ノート型パソコン)

(1) 数量: 45台

(2) 基準仕様項目

項目	仕様
CPU	Intel Core i5-6200U(ベース動作周波数:2.30GHz)以上
メモリ	8GB SDRAM 以上
ストレージ	SSD 256GB 以上
光学ドライブ	DVD スーパーマルチドライブ以上
ビデオカード	インテル HD グラフィックス520(プロセッサ内蔵) 以上 グラフィックスコントローラを内蔵し、HD(1,366×768ドット)以上の解像度で、1,677万色以上同時に発色できること。
LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応 LAN ポート内蔵 無線 LAN (IEEE 802.11ac/a/b/g/n 準拠)を内蔵
サウンド	音源が搭載されていること(特に種類等は問わない)、スピーカーを内蔵していること。
OS	Microsoft Windows 10 LTSC 64bit 日本語版が動作すること
ディスプレイ	サイズ: 15.6インチワイド(A4ワイド)以上 解像度:HD 1,366×768ドット以上
付属品等	光学式マウス、AC アダプタ
その他入出力端子等	Bluetooth対応、内蔵カメラ、USB3.0×2以上、USB2.0×2以上、ミニD-sub15ピン×1以上、HDMI×1以上、ステレオマイク、ステレオスピーカー×1 以上を有すること。
その他	・セキュリティチップ(TPM)を搭載していること。 ・バッテリー駆動時間は JEITA2.0に対応していること。 ・パソコン本体台数分マウスパッドを含めること。 ・初期導入時の45台は同型、同スペックのものであり、新品であること。
保守対応	・品質上の問題が生じた場合は、代替品の納入または無償の修理に応じるものとする。 ・サービス受付時間:月～金 9:00～17:00(土日祝祭日、年末年始(12/29～1/3)を除く)

※物品の審査にあたっては、上記にあげる項目を比較する他、公式更改資料(カタログ等)の内容と比較検討した上で判定を行うものとする。

5.2 ソフトウェア

有償ソフトウェアは本調達に含まない。提案端末のメーカーが公開しているデバイスドライバーをCDメディアにて納品すること。ただし、光学ドライブでの動画再生が可能なDVD再生ソフトウェア(フリーソフトウェア不可)を添付すること。(当該デバイスドライバー付属のもので可)

6 保守

(1) 5年間の賃貸借契約期間中、ハードウェアに故障が発生した場合は前述の「5. 物品名および数量」に記載の通り保守・保証対応が提供されること。

(2) 賃貸借契約期間中、障害等受付窓口(電話番号と担当者を明記した一覧)について、本学が指定する関係部署へ明示すること。また、障害等受付窓口については、記載内容に変更等が発生した場合には随時更新すること。

(3) 保守に関する個別の指定事項は、前述「5. 物品名および数量」にて指定する。

7 設定・搬入作業等

7.1 導入に必要となる情報の提供・処分の方法について

(1) 各ハードウェアの Mac アドレス、シリアル番号、各ソフトウェアのライセンス番号およびプロダクトIDを入力して Excel データを完成の上、納品すること。

(2) Excel データは、納品後は責任をもって消去すること。また、業務上知り得たその他の情報を含め守秘義務に徹し、外部に個人情報の漏洩等が無いよう取り扱いには十分注意すること。

7.2 導入用の作業スペース等について

(1) 端末一式の納品を行う場所は以下のとおり。

・滋賀県彦根市八坂町2500

公立大学法人滋賀県立大学 図書情報センター

(2) 導入作業(組立や初期インストール等)を行うスペースは本学で用意できないので納入事業者で作業を完了させてから搬入すること。また、梱包材等は納入事業者で処分すること。

7.3 インストール仕様(パソコン)について

(1) 全般(パソコンの標準化)

本学にて実施する。

① 本学所有の Symantec Ghost Solution Suite を利用してマスターディスクの作成、各端末のストレージにコピーする。

(2) システムの構築作業について

本学にて実施する。

① OS および Office 等は Microsoft 社と本学の間で包括契約である OVS-ES を契約締結しており、この契約にて利用できるボリュームライセンスを使用する。

② 各種周辺端末に必要なデバイスドライバーは納入事業者が CD-ROM で納品する。これを利用して各デバイスの設定を実施する。

③ 各種ソフトウェアのインストール作業を実施する。

④ 端末のネットワーク接続の設定を実施する。

7.4 納品等について

(1) 保証書、ライセンス証書、シリアル番号、ライセンス番号等、ハードウェアやソフトウェアに関する各種書類、ドライバーを含むソフトウェアの媒体一式、その他マニュアル、取り扱い説明書、および付属品(オプションパーツ等)については、図書情報センター情報管理室に納品すること。

(2) 保証書、ユーザ登録書等については、販売者印の押印等必要な処置をとること。また、必要に応じてユーザ登録の手続を本学に代行して行うこと。

(3) ハードウェアの構成は仕様を満たす状態で納品すること。

7.5 その他

(1) 作業中に発生した問題点、要望は作業管理者がまとめて管理し、適宜報告すること。

(2) 情報保護等以下に示す情報保護措置を行うこと。

- ・請負者は、業務を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、他の目的に利用してはならない。

- ・本学の許可なくシステムから個人情報を取得してはならない。また、個人情報の漏洩を防ぐために必要な措置をとること。

(3) 賃貸借期間満了後の取扱い

本調達で導入されたすべての物品は、賃貸借期間満了後、納入事業者が回収すること。回収の際、導入業者の責任において端末内蔵 SSD は初期化を行い、情報が外部に漏れいしないようにすること。

(4) その他

上記以外に必要と考えられる設備については本調達に含めること。